

特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会公認資格者倫理規定

本倫理規定はヘルスカウンセリング学会会則第3条の目的に基づき公認資格カウンセラー倫理規定別項として定める。

第1条 《責任》 資格者は自らの関わりが及ぼす結果に責任を持つ。その関わりは、クライアントの利益以外の目的で行ってはならない。

第2条 《自己研修》 資格者は常に知識を深め、自らの技術向上及び自己成長に努める。

第3条 《プライバシーの保持》 業務上知り得た事柄に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認められた以外の内容を他にもらしてはならない。また研究の発表に際して特定個人の情報を用いる場合は、クライアント関係者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。

第4条 《研究》 研究に際しては、クライアントや関係者の心身に不必要な負担をかけたり、苦痛や不利益をもたらすことを行ってはならない。研究はクライアントや関係者に可能な限りその目的を告げて、同意を得た上で行う。

第5条 《公的発言》 一般社会に対して専門知識や意見を提示するときには、その内容について誇張がないようにし、公正を期する。とりわけ商業的な宣伝に際しては、その社会的影響について責任が持てるものである必要がある。

第6条 《倫理の遵守》 資格者は本倫理規定を十分に理解し、これを遵守するよう一人一人が、またお互いが努力しなければならない。

付) 本倫理規定は 1996 年 6 月 1 日より施行する